1 権利の主体

1 権利能力

意義	私法上の権利・義務の帰属主体となる地位・資格
無能力者による行為の効果	権利や義務がその者には帰属しない
始期	人の権利能力は、出生時※1に発生する（３条１項）
終期	自然人の権利能力は、死亡によって消滅する

※１　胎児の権利能力
原則：胎児は権利能力を有しない
例外：以下の場合においては、胎児にも権利能力が認められる※2
①　不法行為に基づく損害賠償請求（721 条）
②　相続（886 条）
③　遺贈（965 条）

※２　「既に生まれたものとみなす」の意義について
例えば、民法 721 条は、「胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす。」と規定している。この「既に生まれたものとみなす」の意義について、判例は、胎児の間は権利能力はないが、無事に生まれることにより相続の開始や不法行為の時にさかのぼって権利能力を取得することをいうとしている（停止条件説、大判昭 7. 10. 6）
そのため、判例は、胎児の損害賠償請求権につき、その親族が胎児のために加害者と和解を行ったとしても、その効果は胎児には帰属しないから、当該和解に胎児は拘束されないとしている（大判昭 7. 10. 6）

2　意思能力

意義※	行為の結果を弁識するに足るだけの精神能力
無能力者による行為の効果	無効（３条の２）

※　意思能力を有するか否かは、行為ごとに個別具体的に判断される（一般的には、７～10 歳程度の能力とされている）

3　行為能力

意義	単独で確定的に有効な法律行為をなしうる地位・資格
無能力者による行為の効果	取消可※

※　例えば、未成年者が法律行為をするには、原則として、その法定代理人の同意を得なければならない（５条１項本文）。これに反する法律行為は、取り消すことができる（５条２項）

もっとも、未成年者による以下の行為については、取り消すことはできない（５条１項ただし書、３項）

①　単に権利を得、又は義務を免れる法律行為（５条１項ただし書）
②　法定代理人が目的を定めて処分を許した財産につき、その目的の範囲内における処分
③　法定代理人が目的を定めないで処分を許した財産を処分する行為

2 制限行為能力者

1 制限行為能力者制度

制限行為能力者	定義・要件	保護者（※1）の種類	保護者の権限の種類			
			代理権	同意権	追認権	取消権
未成年者	18歳未満の者（4条）	親権者または未成年後見人	○（824条、859条1項）	○（824条、859条1項）	○（122条）	○（5条2項、120条1項）
成年被後見人	①事理弁識能力を欠く常況 ②家庭裁判所の後見開始の審判（7条）	成年後見人	○（859条1項）	×（※2）	○（122条）	○（9条本文、120条1項）
被保佐人	①事理弁識能力が著しく不十分 ②家庭裁判所の保佐開始の審判（11条）	保佐人	△（876条の4第1項）（※3）	○（13条1項）	○（122条）	○（13条4項、120条1項）
被補助人	①事理弁識能力が不十分 ②家庭裁判所の補助開始の審判（15条）	補助人	△（876条の9第1項）（※3）	△（17条1項）（※4）	△（122条）（※4）	△（17条4項、120条1項）（※4）

※1　「未成年後見人」「成年後見人」「保佐人」「補助人」は、全て①複数でもよく、②法人でもよい
※2　同意に基づく的確な行為が期待できないため、成年後見人には同意権がない
※3　代理権付与の審判がなされたときに限る
※4　同意権付与の審判がなされたときに限る

2　相手方の催告権（20 条）

催告の種類		期間内に確答が発せられなかった場合の効果
①行為能力者となった後に行う催告※1（20 条１項）	制限行為能力者が行為能力者となった後、その者に対し、催告を行う場合	追認したものとみなされる
②制限行為能力者の保護者に行う催告※1（20 条２項）	制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、催告を行う場合	追認したものとみなされる
③被保佐人又は被補助人に行う催告※2（20 条４項）	被保佐人又は同意権付与の審判を受けた被補助人に対し、その保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告を行う場合	取り消したものとみなされる

※１　１か月以上の期間を定めて、その期間内（催告期間内）にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告

※２　未成年者、成年被後見人は意思表示の受領能力がない（98 条の２本文）。そのため、未成年者および成年被後見人に対する催告は、これらの者に対抗することができない（「取り消したものとみなされる」といった効果は生じない）

注：特別の方式を要する行為（例：後見監督人の同意を要する行為、864 条）については、催告期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなされる（20 条３項）